

住生活の安定の確保及び向上の促進に
関する施策の実施状況

～平成20年度～

平成21年7月
国土交通省

本資料は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第21条第1項及び第2項に基づき、関係行政機関が平成20年度に実施した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その概要を住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定（策定）、平成21年3月13日閣議決定（変更）※）の構成に従って取りまとめたものである。

※平成20年の「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）等の景気対策を受けて、住宅投資の活性化を図るに当たり緊急的かつ重点的に実施すべき対策として、①長期優良住宅の普及の促進及び②リフォームの促進を追記する等の変更を行ったものである。

目 次

I 平成20年度に講じた施策の実施状況

1. 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継
 - ①住宅の品質又は性能の維持及び向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - ②住宅の合理的で適正な管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 良好な居住環境の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備・・・・・・・・ 21
4. 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保・・・・・・・・ 27

II 平成20年度に講じた主な連携施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

(参考) 平成21年度における主な新規施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

I 平成20年度に講じた施策の実施状況

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>1 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継</p> <p>① 住宅の品質又は性能の維持及び向上</p>	<p>1 耐震性、防火性及び採光性の確保、化学物質等による室内汚染の防止等、住宅の基本的な品質又は性能を確保するため、建築規制を的確に運用する。</p> <p>2 大規模な地震や犯罪の危険性に備え、国民の安全・安心を実現するため、耐震診断・耐震改修を促進するとともに、住宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。</p> <p>3 住宅ストックが長期にわたり有効に活用されるよう、耐久性に優れ、維持管理がしやすく、ライフスタイルやライフステージの変化等に応じたリフォームにも柔軟に対応できる長期優良住宅の普及を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」(平成19年6月20日施行)により、建築確認・検査制度の厳格化等を措置し、引き続き、建築規制を的確に運用するための施策を推進。 ○ 「建築基準法施行令の一部を改正する政令」により、エレベーターの地震対策、安全装置の設置義務付け等を実施(平成20年9月19日公布。平成21年9月28日施行)。 ○ 「建築士法等の一部を改正する法律」により、建築士の資質・能力の向上のための措置等を実施(平成18年12月20日公布。平成20年11月28日施行)。 ○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。 【平成21年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,193市町村 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。(再掲) 【平成21年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,193市町村 ○ 住宅・建築物耐震改修等事業により、住宅の耐震診断・耐震改修を促進。 【平成20年度】耐震診断：約5万2千戸、耐震改修：約6千戸 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、耐震性に優れた住宅の取得を融資金利の引き下げにより促進。 【平成20年度】申請戸数：20,168戸の内数 ○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。 【平成20年度末】掲載品目総数：計17種類3,919品目 ○ 「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。 ○ 住宅用火災警報器の普及促進に向け、住宅用火災警報器設置推進基本方針を決定するとともに、普及率調査の実施や住宅防火対策推進シンポジウムの開催等を実施。 【平成21年3月時点】推計普及率：45.9% 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省 国土交通省 警察庁 経済産業省 国土交通省 警察庁 国土交通省 消防庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、耐久性に優れた住宅の整備を促進。 【平成20年度】実施地区：67地区の内数(三大都市圏：54地区の内数) ○ 先導型再開発緊急促進事業により、耐久性に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成20年度】実施地区：37地区の内数(三大都市圏：24地区の内数) ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、耐久性及び可変性に優れた住宅の取得を融資金利の引き下げにより促進。 【平成20年度】申請戸数：20,168戸の内数 ○ 第170回国会において「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が成立(平成20年12月5日公布。平成21年6月4日施行)。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>4 高齢者、障害者をはじめとする多様な者が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進する。</p> <p>5 地球温暖化問題や廃棄物問題等の環境問題に対応して、省エネルギー性能をはじめとする住宅の環境性能の向上を図るとともに、住宅における自然エネルギーの利用の促進、森林吸収源対策としての住宅への地域材利用の促進、再生建材の利用の促進や住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減及び適正処理を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期優良住宅の新築・取得に係る登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置の創設。 ○ 平成20年4月に発表した「今後の住宅産業のあり方に関する研究会」の提言を受けて設立された民間の団体「長期使用住宅部材標準化推進協議会」と連携し、住宅の長期使用に向けた部品・部材等の共通化等について検討。 	<p>国土交通省</p> <p>経済産業省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、共同住宅のバリアフリー化に関する指導、共同住宅の建築等の計画の認定等を実施。 【平成19年度】認定件数：289件 ○ 地域住宅交付金により、公営住宅の新築・建替・改修に際し、エレベーターの設置等を促進。 ○ 民間賃貸住宅市場等を活用し、高齢者の身体的機能の低下に対応した構造・設備などを備えた高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進。 【平成20年度】管理戸数：32,634戸 ○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた住宅の整備を促進。(再掲) 【平成20年度】実施地区：67地区の内数(三大都市圏：54地区の内数) ○ 先導型再開発緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成20年度】実施地区：37地区の内数(三大都市圏：24地区の内数) ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー性能に優れた住宅の取得を融資金利の引き下げにより促進。(再掲) 【平成20年度】申請戸数：20,168戸の内数 ○ 既設の公営住宅について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅ストックの居住水準の向上と総合的な活用を実施。 【平成20年度】整備戸数：20,448戸 ○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、一定のバリアフリー性能を有する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成20年度】供給戸数：15,429戸 ○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、一定のバリアフリー性能を有する優良な賃貸住宅を供給。 【平成20年度】供給戸数：598戸 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第169回国会において「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(一定の中小規模の住宅・建築物について省エネ措置の届出の義務化、大規模な住宅・建築物に係る担保措置を強化等)を改正(平成20年5月30日公布、平成21年4月1日(一部平成22年4月1日)施行)。 ○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、省エネルギー性能に優れた住宅の整備を促進。(再掲) 【平成20年度】実施地区：67地区の内数(三大都市圏：54地区の内数) ○ 先導型再開発緊急促進事業により、省エネルギー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成20年度】実施地区：37地区の内数(三大都市圏：24地区の内数) 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 環境共生住宅市街地モデル事業により、環境への負荷を低減するモデル性の高い住宅市街地の整備を推進。 【平成20年度までの類型】地区数：86地区</p>	国土交通省
<p>○ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業により、住宅への省エネルギーシステムの導入を促進。 【平成20年度】交付件数：8,397件</p>	経済産業省
<p>○ 高効率エネルギー利用型住宅システム改修基盤高度化事業により、既存住宅の省エネルギー性能の向上を図るための省エネリフォームの推進に向けた普及啓発を実施。 【平成20年度】交付件数：3件</p>	経済産業省
<p>○ 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業により、新たな温暖化対策ビジネスの市場導入を促進。 【平成20年度】事業実施件数：2件</p>	環境省
<p>○ 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業により、地域協議会による住宅等への温暖化対策技術の集団的な導入を促進。 【平成20年度】事業実施件数：28件</p>	環境省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、省エネルギー性能に優れた住宅の取得を融資金利の引き下げにより促進。（再掲） 【平成20年度】申請戸数：20,168戸の内数</p>	国土交通省
<p>○ ノンフロン化の普及啓発のために、ノンフロン断熱材等に関するパンフレットを作成するとともに、フロン等を含む建材用断熱材を使用した建築物を解体する際に効率的な処理法等を整理した「建材用断熱フロンの処理技術」を公表し、関係者へ情報提供。</p>	環境省
<p>○ ソーラー・マイレージクラブ事業により、地球温暖化対策地域協議会による住宅への省CO2設備等導入に係る普及啓発活動を促進。 【平成20年度】事業実施件数：5件（地域協議会）</p>	環境省
<p>○ 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業により、太陽光発電等の住宅への導入を推進。 【平成20年度】事業実施件数：3件</p>	環境省
<p>○ エコ住宅普及促進事業により、住宅の断熱改修（エコリフォーム）の普及啓発を実施。 【平成20年度】事業実施件数：22件（地域協議会）</p>	環境省
<p>○ 国産材住宅に関する情報を消費者に総合的に提供する「日本の木のいえ情報ナビ」、「日本の木のいえ相談窓口」を開設し、サービスを開始。</p>	農林水産省
<p>○ 産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立。</p>	農林水産省 国土交通省
<p>○ 中小工務店と木材生産者の連携による木造住宅の生産体制整備の取組を支援。</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>6 地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供給を促進する。</p>
<p>② 住宅の合理的で適正な管理等</p>	<p>7 住宅ストックが、居住者等の安全・安心を確保しつつ、長期にわたって有効に活用されるよう、居住者による管理体制の充実などソフト面での対応も含めた適切な維持管理やリフォームを促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。 【平成20年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月） ○ 第170回国会において「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が成立（平成20年12月5日公布。平成21年6月4日施行）。（再掲） ○ 長期優良住宅の新築・取得に係る登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置の創設。（再掲） ○ 住宅・建築物省CO2推進事業により、省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築プロジェクトを推進 【平成20年度】実施地区：20地区 ○ 地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合の所得税・固定資産税の特例措置の創設。 	<p>国土交通省 環境省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、優良田園住宅の建設を促進。 【平成21年4月1日現在】基本方針策定：37市町村、建設計画認定：20計画 ○ 地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進。 【平成20年度】地域住宅計画策定数：360計画 ○ 森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった「顔の見える木材での家づくり」を促進するため、各地の取組内容についてのデータベースの作成、公表等を実施。 ○ 地域の気候・風土、歴史・文化等に応じた良質な木造住宅生産の取組を支援。 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>農林水産省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理組合の運営やマンションの管理等についての助言・指導等を行うマンション管理士の登録を実施。 【平成20年度末】マンション管理士登録者数：16,780人 ○ マンションの管理組合が各マンションの実態に応じて管理規約を制定・変更する際のモデルを示した「マンション標準管理規約」について、セミナー等を通じて周知。 【平成20年度】マンション管理適正化推進センターが行った基礎セミナー数：70回 受講者数：約5,200人 ○ 適正なマンション管理のために管理組合に求められる基本事項について、標準的な対応を全般的かつ具体的に示した「マンション管理標準指針」について、セミナー等を通じて周知。 【平成20年度】マンション管理適正化推進センターが行った基礎セミナー数：70回 受講者数：約5,200人 ○ マンション管理の相談事例等がインターネット上で検索できる、マンション管理相談データベース（マンション管理サポートネット）の活用促進。 【平成20年度末】利用者数：2,824人 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>8 共同での管理が必要な分譲マンションについて、適切な維持管理及び計画的な修繕を促進するため、マンション履歴システムの普及を図るとともに、増築、改修や建替えにより老朽化した分譲マンションの再生を促進する。</p> <p>9 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくりを進める。</p>
2 良好な居住環境の形成	10 大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理組合がマンション管理業者に管理事務を委託する際の指針となる「マンション標準管理委託契約書」について、HP等を通じて周知。 ○ 住宅リフォームに関する情報提供の実施及び地域ごとの相談体制等の充実。 【平成20年度末】 (財)住宅リフォーム・紛争処理センターのリフォネット事業者登録数：4,026事業者 ○ 住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる住宅履歴情報の整備とその普及を推進。 ○ 第170回国会において「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が成立（平成20年12月5日公布。平成21年6月4日施行）。（再掲） ○ 住宅建築に際し使用される建材・住宅設備について、固有のIDを付けた製品の流通履歴（出荷段階から製品所有者に渡るまで）を追跡し、それら情報をデータベース化して一括管理するトレーサビリティシステム構築の可能性について検証。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 経済産業省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構の行うまちづくり融資を通じて、マンションの建替えを促進。 【平成20年度】受理戸数：406戸 ○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用促進。 【平成20年度末】登録件数：408件 ○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律により、マンション建替組合によるマンションの円滑な建替えを促進。 【平成20年度】マンション建替事業の認可件数：6件 ○ 優良建築物等整備事業により、老朽化したマンションの建替えを促進。 【平成20年度】実施地区：11地区 ○ 「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」を平成20年6月に策定公表し、セミナー等を通じて周知。 【平成20年度】マンション管理適正化推進センターが行った特別セミナー数：5回 受講者数：約700人 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間賃貸住宅における適正な管理等の推進を図るため、実態調査を平成20年12月に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模盛土造成地の変動予測と滑動崩落防止工事を支援する宅地耐震化推進事業の促進。 【平成20年度】変動予測：16県市 滑動崩落防止工事：1市 ○ 河川事業により、床上浸水被害の軽減対策を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 総合流域防災事業により、流域単位を原則として、水害・土砂災害対策の施設整備等（河川管理施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等）と災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、砂防基礎調査、浸水想定区域図・ハザードマップの作成支援等）を一体的に促進。 【平成20年度】圏域数：200圏域</p>	国土交通省
<p>○ 下水道総合浸水対策緊急事業により、地下空間高度利用地区や一定規模以上の浸水実績のある地区において、雨水貯留浸透施設等の整備等による浸水対策を促進。</p>	国土交通省
<p>○ 砂防事業により、砂防えん堤や床固工群、山腹工等の砂防設備の整備を実施。 【平成20年度】実施箇所：913箇所</p>	国土交通省
<p>○ 地すべり対策事業により、地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁等の地すべり防止施設等の新設・改良を実施。 【平成20年度】実施箇所：393箇所</p>	国土交通省
<p>○ 急傾斜地崩壊対策事業により、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけについて、擁壁工、排水工及び法面工等の急傾斜地崩壊防止施設の設置等を促進。 【平成20年度】実施箇所：526箇所</p>	国土交通省
<p>○ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限及び建築物の構造規制等による土砂災害による人的被害軽減のための対策を推進。 【平成20年度末】土砂災害警戒区域 約13万2千箇所（うち土砂災害特別警戒区域 約5万5千箇所）</p>	国土交通省
<p>○ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧に関し、地方公共団体等に対して技術的支援を円滑・迅速に実施（TEC-FORCE） 【平成20年度】岩手・宮城内陸地震：1,499人・日派遣 岩手県沿岸北部を震源とする地震：381人・日派遣</p>	国土交通省
<p>○ 海岸保全施設整備事業により、津波・高潮に対する住宅の安全性を確保するための海岸保全施設の整備を実施。</p>	農林水産省 国土交通省
<p>○ 防災街区整備事業により、老朽化した建築物の除却、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を促進。 【平成20年度】事業継続地区：1地区</p>	国土交通省
<p>○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を促進。 【平成20年度】実施地区：155地区</p>	国土交通省
<p>○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、防災安全性の向上に資する住宅の整備を促進。（再掲） 【平成20年度】実施地区：67地区の内数（三大都市圏：54地区の内数）</p>	国土交通省
<p>○ 先導型再開発緊急促進事業により、防災安全性の向上に資する施設建築物等の整備を促進。（再掲） 【平成20年度】実施地区：37地区の内数（三大都市圏：24地区の内数）</p>	国土交通省
<p>○ 住宅地区改良事業により、不良住宅が密集する地区の整備・改善及び健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的な建設を促進。 【平成20年度】実施地区：25地区</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>11 住宅市街地における交通事故の防止及び防犯性の向上を図るとともに、騒音、大気汚染等による居住環境の阻害を防止する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 小規模住宅地区改良事業により、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区の整備・改善、住宅の集団的な建設、建築物の敷地の整備等を促進。 【平成20年度】実施地区：10地区</p> <p>○ 都市再生住宅等整備事業により、密集市街地等の整備に伴う老朽賃貸住宅の除却により転居が必要となる者の受け皿となる住宅の整備等を促進。 【平成20年度】整備戸数：70戸</p> <p>○ 都市防災総合推進事業により、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識の向上等を促進。 【平成20年度】実施主体数：80団体の内数</p> <p>○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進。 【平成20年度】実施地区：102地区（3大都市圏：61地区）</p> <p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。 【平成20年度】実施地区：474地区の内数</p> <p>○ 防災公園街区整備事業により、既成市街地における防災公園と周辺市街地の整備・改善を一体的に促進。 【平成20年度】実施地区：9地区</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 市街地において、信号機、横断歩道や歩道等を整備するなど、人優先の安全・安心な歩行空間の整備を推進するため、新たにあんしん歩行エリアの指定を行った。 【平成20年度】582地区</p> <p>○ 「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。</p> <p>○ 放火火災防止対策戦略プランに基づき、評価シートを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組を推進。</p> <p>○ 放火行為の抑制効果が期待される放火監視機器等を全国5地域に設置し、放火火災の減少効果の検証を実施。</p> <p>○ 騒音規制法に基づき、生活環境保全を目的として騒音に関する規制基準等を設定するとともに、指定地域内における騒音の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を公表。 【平成19年度】工場・事業場騒音、建設作業騒音に係る測定数：847件 道路交通騒音に係る測定数：89件</p> <p>○ 振動規制法に基づき、生活環境保全を目的として振動に関する規制基準等を設定するとともに、指定地域内における振動の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を公表。 【平成19年度】工場・事業場振動、建設作業振動に係る測定数：247件 道路交通振動に係る測定数：90件</p>	<p>警察庁 国土交通省</p> <p>警察庁 国土交通省</p> <p>消防庁</p> <p>消防庁</p> <p>環境省</p> <p>環境省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>12 建築協定、緑地協定、地区計画、景観計画、総合設計等の規制誘導手法の活用等を促進することにより、良好な街並みや景観、住宅市街地における緑等の維持及び形成を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪臭防止法に基づき、生活環境保全を目的として悪臭に関する規制基準等を設定するとともに、規制地域内における臭気指数等の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を公表。 【平成19年度】悪臭防止法に基づく測定数：105件 ○ 日本政策投資銀行が行う環境配慮型社会形成促進融資により、悪臭にかかる公害防止施設の整備を促進。 ○ 自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準達成状況を公表。 【平成19年度】評価対象住居等戸数：3,861千戸 ○ 大気汚染の常時監視を実施し、環境基準達成状況等を公表。 【平成19年度】NO₂：一般環境大気測定局：1,379/1,379(約100%) 自動車排出ガス測定局：407/431(約94.4%) SPM：一般環境大気測定局：1,295/1,447(約89.5%) 自動車排出ガス測定局：365/412(約88.6%) Ox：一般環境大気測定局：1/1,143(約0.1%) 自動車排出ガス測定局：1/30(約3.3%) ○ 自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂に向けた調査を実施。 ○ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成19年法律第50号）により局地汚染対策及び流入車対策を導入（平成20年1月1日施行）し、改正法による取組を推進。 ○ 下水道事業により、市街地等において下水道の整備を推進。 【平成19年度末】下水道処理人口普及率：71.7% 	<p>環境省</p> <p>経済産業省 環境省</p> <p>環境省</p> <p>環境省</p> <p>環境省</p> <p>環境省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築協定、地区計画、総合設計等の規制誘導手法について講習会等において周知を図り、制度の活用を促進。 【平成18年度末】建築協定の累積締結件数：4,982件 総合設計の累積許可件数：3,006件 【平成19年度末】地区計画の累積件数：5,253件 ○ 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する各種制度（地区計画等緑化率条例、緑地協定）について、HPを通じた情報提供等を実施し、制度の活用を促進。 【平成19年度末】地区計画等緑化率条例：16件、約250(ha) 緑地協定：1,823件、約6,000(ha) ○ まちづくり計画策定担い手支援事業により、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援。 【平成20年度】実施地区：20地区 ○ 景観法の制度概要や全国で策定された景観計画等について、HPを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進。 【平成20年3月現在】景観計画策定団体数：150団体、景観地区数：23地区 ○ 都市公園・緑地保全事業により、都市における緑とオープンスペースの確保を促進。 【平成20年度末】都市公園等面積：113,207ha 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>13 既存の都市基盤を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能なバランスのとれたコミュニティの維持及び形成を図るため、居住者が相互に交流できる空間の形成に配慮しつつ、都心居住・街なか居住、住宅市街地のユニバーサルデザイン化等を促進するとともに、公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、都市の緑化に資する住宅の整備を促進。(再掲) 【平成20年度】実施地区：67地区の内数(三大都市圏：54地区の内数)	国土交通省
○ 先導型再開発緊急促進事業により、都市の緑化に資する施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成20年度】実施地区：37地区の内数(三大都市圏：24地区の内数)	国土交通省
○ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有する生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを促進。	国土交通省
○ 良好な河川景観を形成・保全の促進を図るため、景観に配慮した取り組みを促進。	国土交通省
○ 新世代下水道支援事業制度水環境創造事業により、下水処理水を活用したせせらぎ水路などの水辺空間の再生・創出を推進。	国土交通省
○ 景観形成総合支援事業により、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援。 【平成20年度】実施地区：18地区	国土交通省
○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、街なか居住の推進に資する事業を促進。 【平成20年度】実施地区：199地区	国土交通省
○ 都心共同住宅供給事業により、三大都市圏の都心地域において、良質な中高層共同住宅等の供給を促進。 【平成20年度】三大都市圏における認定戸数：1,547戸	国土交通省
○ 中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資する街なか居住再生ファンドにより、都市の中心部への居住を促進。 【平成20年度】出資地区：7地区	国土交通省
○ 暮らし・にぎわい再生事業により、中心市街地における街なかへの公共公益施設等の都市機能等の導入を促進。 【平成20年度】実施地区：36地区(うち三大都市圏：6地区)	国土交通省
○ 優良建築物等整備事業により、市街地の環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進。 【平成20年度】実施地区：25地区(うち三大都市圏：13地区)	国土交通省
○ バリアフリー環境整備促進事業により、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物等の整備を促進。 【平成20年度】実施地区：14地区(うち基本構想策定：8地区)	国土交通省
○ 都市再生機構賃貸住宅の団地再生事業等により、都市再生機構賃貸住宅のバリアフリー化を実施。 【平成20年度】実施地区：78地区 完了地区：9地区 敷地供給面積：約5.6ha	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>14 良好な居住環境の形成に向けて、建築協定制度の充実など住民が住宅地のマネジメント活動に主体的に取り組むための環境整備を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 住宅市街地基盤整備事業により、三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び住宅地事業並びに既存の住宅ストックを有効活用するための改善事業を推進するため、道路、都市公園、下水道、河川等の関連公共施設等の整備を促進。 【平成20年度】実施地区：204地区（三大都市圏：143地区）</p>	国土交通省
<p>○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進。（再掲） 【平成20年度】実施地区数：102地区（三大都市圏：61地区）</p>	国土交通省
<p>○ 先導型再開発緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。（再掲） 【平成20年度】実施地区：37地区の内数（三大都市圏：24地区の内数）</p>	国土交通省
<p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。（再掲） 【平成20年度】実施地区：474地区の内数</p>	国土交通省
<p>○ 新住宅市街地開発法により、住宅に対する需要が著しく多い市街地の周辺地域において健全な住宅市街地を開発し、居住環境の良好な相当規模の住宅地の供給を促進。 【平成20年度】実施地区：11地区</p>	国土交通省
<p>○ 一体型土地区画整理事業等により、つくばエクスプレス（常磐新線）沿線地域の宅地開発事業等を促進。 【平成20年度】実施地区：17地区</p>	国土交通省
<p>○ 街区まるごとCO220%削減事業により、ディベロッパー等による街区全体のCO2排出量を削減するための設備の導入等を促進。 【平成20年度】事業実施件数：5件</p>	環境省
<p>○ 市街地区域内農地と住宅地の調和したまちづくりを推進するため、アドバイザー派遣及びケーススタディを実施。 【平成20年度】アドバイザー派遣地区：7地区 ケーススタディ実施地区：4地区</p>	国土交通省
<p>○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、コミュニティバランスに配慮した公営住宅の建替え等により的確な供給を推進。（再掲） 【平成20年度】供給戸数：15,429戸</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、コミュニティバランスに配慮した優良な賃貸住宅を供給。（再掲） 【平成20年度】供給戸数：598戸</p>	国土交通省
<p>○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進。 【平成20年度】実施地区：126地区（三大都市圏：30地区）</p>	国土交通省
<p>○ エリアマネジメントを促進するため、モデル的な支援を行うとともに、エリアマネジメント推進マニュアルの普及等を実施。</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>15 良好な居住環境の形成に資する民間の建築活動が適切に行われるよう、建築物の用途や形態及び建築敷地の利用に関する規制の合理化を図る。</p>
<p>3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備</p>	<p>16 住宅性能表示制度の普及・充実、取引時における住宅関連事業者による情報提供の促進等により、住宅や住宅関連事業者等に関するわかりやすく適切な情報の提供を促進するとともに、民間事業者も活用し、住宅購入者等が専門的・中立的な立場から助言を受けられるよう、環境整備を行う。</p> <p>17 住宅購入者等の保護の観点から、住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効を確保するための仕組みを構築する。</p> <p>18 賃貸住宅市場における標準ルール等の普及等を通じて住宅に関するトラブルの未然防止を図るとともに、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争の処理等、トラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・充実を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校エコ改修と環境教育事業により、地方公共団体による学校施設におけるCO₂排出削減のための改修等のハード整備とそれを活用した環境教育等のソフト事業等の一体的実施を促進。 【平成20年度末】モデル校認定：17校 	文部科学省 環境省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の用途規制に関する規制の合理化のための検討を実施。 ○ 総合設計許可準則等の改正により、環境に配慮した建築物等に対する容積率特例制度の活用を促進。 	国土交通省 国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進。 【平成20年度住宅性能評価戸数】 新築住宅（設計評価：200,097戸、建設評価：192,606戸）、既存住宅 308戸 ○ 宅地建物取引業法において、宅地建物取引業者に対し、宅地建物の購入者等に物件の属性、取引条件等の一定の重要事項の説明を義務付け。 ○ 住宅金融支援機構のWEBサイト（住マップ）に、ライフイベントを踏まえたローンシュミレーションの機能拡充を実施するとともに、住宅ローンや良質な住宅のための情報提供を実施。 ○ 平成21年1月1日時点における標準地の正常な価格を公示。 ○ 四半期毎の主要都市における高度利用地の地価動向を報告。 ○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍調査を推進。 【平成20年度】地籍が明確化された土地の面積：138,385 k m² ○ オフィス・賃貸マンションの収益・費用等についてアンケート調査を実施し、その結果等を地域別等に区分・集計し、収益・費用に係る指標をホームページにて公開。 ○ より断熱性能の高い窓等を一般消費者が選択できる市場環境を整備するため、省エネ法に基づき「窓等の断熱性能に係る情報提供に関するガイドライン」（指針）を策定し、平成20年4月に施行。 	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 経済産業省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新築住宅の売主等に対し瑕疵担保責任を履行するための資力の確保を義務付け、新築住宅の購入者等の利益の保護を図るため、第166回国会において制定した「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」について、住宅瑕疵担保責任保険及び特別住宅紛争処理体制の整備に係る部分について施行するとともに、平成21年10月1日の同法の円滑な施行に万全を期すため、住宅瑕疵担保責任保険制度の引受体制整備及び普及・啓発活動を実施。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸住宅標準契約書・定期賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ 民間賃貸住宅の退去時におけるトラブルを未然に防止するため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ サブリース契約における当事者間紛争の未然防止を図るため、サブリース原賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。 	国土交通省 国土交通省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>19 持家、借家を問わず無理のない負担で居住ニーズに応じた質の高い住宅が確保できるよう、長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備、税制上の措置、定期借地制度の活用促進、定期借家制度の活用等を含めた良質な賃貸住宅の供給の促進等を行う。</p> <p>20 既存住宅の管理状況等を考慮した合理的な価格査定及び管理状況や不動産の個別の取引価格に関する情報の提供を促進するとともに、定期借家制度の活用等による持家の賃貸化等を促進する。</p> <p>21 ライフスタイルやライフステージの変化に応じた多様な居住ニーズに応えるとともに国土を適切に維持管理していく観点から、郊外・田園居住や二地域居住等のマルチハビテーションの実現に向けた情報提供等を行うとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住・街なか居住等を実現するための環境整備を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、指定住宅紛争処理機関による紛争処理（あっせん、調停、仲裁）を実施。 【平成20年度】申請受付件数：あっせん4件、調停29件、仲裁0件</p>	国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業により、民間金融機関による相対的に低利な長期固定金利の住宅ローンの安定供給を促進。 【平成20年度】買取等申請戸数：52,510戸</p>	国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業等において、MBS（資産担保証券）を継続して発行。 【平成20年度】MBS発行額：14,642億円</p>	国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の住宅融資保険事業を通じて、民間金融機関による住宅の建設等に必要な資金の円滑な融通を促進。 【平成20年度】付保実績：1,484億円</p>	国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の行う賃貸住宅融資を通じて、良質な賃貸住宅の供給を促進。 【平成20年度】受理戸数：36,797戸</p>	国土交通省
<p>○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期賃貸住宅標準契約書、パンフレット、Q&A等について、HPを通じた情報提供を実施。</p>	国土交通省
<p>○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の運用を実施。（再掲） 【平成20年度末】登録件数：408件</p>	国土交通省
<p>○ 不動産の取引価格情報を四半期毎にとりまとめ、インターネットを通じて公表。 【平成20年度】アクセス件数：2,840万件</p>	国土交通省
<p>○ （財）不動産流通近代化センター作成の価格査定マニュアルの改訂。</p>	国土交通省
<p>○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期賃貸住宅標準契約書、パンフレット、Q&A等について、HPを通じた情報提供を実施。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者等の住み替え支援制度」をモデル的に実施。 【平成21年4月2日現在】契約完了件数：99件</p>	国土交通省
<p>○ サブリース原賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づき、土地売買等の契約の際に、土地の利用目的の審査等の措置を実施。</p>	国土交通省
<p>○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、優良田園住宅の建設を促進。（再掲） 【平成21年4月1日現在】基本方針策定：37市町村、建設計画認定：20計画</p>	国土交通省
<p>○ 都心共同住宅共同事業により、三大都市圏の都心地域において、良質な中高層共同住宅等の供給を促進。（再掲） 【平成20年度】三大都市圏における認定戸数：1,547戸</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>22 深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給、子育て支援施設を併設した住宅の供給支援や三世代同居・近居への支援を行う。</p> <p>23 良質な住宅の生産・供給体制及び住宅の適正な管理体制を確立する観点から、技術開発、建材等の標準化、技能者の育成等による木造住宅に関する伝統的な技術の継承・発展、地域材を活用した木造住宅の生産体制の整備等を推進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資する街なか居住再生ファンドにより、都市の中心部への居住を促進。(再掲) 【平成20年度】出資地区：7地区</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者等の住み替え支援制度」をモデル的に実施。 【平成21年4月2日現在】契約完了件数：99件</p>	国土交通省
<p>○ 都市再生機構賃貸住宅の供給等を実施。 【平成20年度】新規賃貸住宅の供給戸数：3,238戸 リニューアルによる改良：2,810戸</p>	国土交通省
<p>○ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度を活用し、機構が整備した敷地を民間事業者に賃貸することにより、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進。 【平成20年度】公募戸数：780戸</p>	国土交通省
<p>○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設(子育て支援施設、高齢者支援施設等)の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。 【平成20年度末】供給施設数：2,902施設(1,638団地)</p>	国土交通省
<p>○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯等とその支援世帯に対し、都市再生機構賃貸住宅への入居に係る優先的取扱を実施。 【平成20年度】(新規賃貸住宅)優遇措置対象戸数：1,141件 (既存賃貸住宅)優遇措置対象戸数：68,119件</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅を供給。(再掲) 【平成20年度】供給戸数：598戸</p>	国土交通省
<p>○ 地球温暖化対策技術開発事業により、家庭・業務部門における省エネルギー対策技術の開発など、基盤的な温暖化対策技術について、企業等による技術開発を促進。 【平成20年度】事業実施件数：40件</p>	環境省
<p>○ 日本工業標準調査会において、建築技術分野のJIS規格を審議。 【平成20年度】制定：1件、改正：6件</p>	経済産業省
<p>○ 農林物資規格調査会において、JAS規格の制定及び改正を実施。</p>	農林水産省
<p>○ 地域材を利用した、住宅用の新たな製品の開発に対する支援を実施。 【平成20年度実施件数】内装材分野：8件、構造材分野：6件、外構材分野：7件</p>	農林水産省
<p>○ 森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった「顔の見える木材での家づくり」を促進するため、各地の取組内容についてのデータベースの作成、公表等を実施。(再掲)</p>	農林水産省
<p>○ 国産材住宅に関する情報を消費者に総合的に提供する「日本の木のいえ情報ナビ」、「日本の木のいえ相談窓口」を開設し、サービスを開始。(再掲)</p>	農林水産省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p>	<p>24 市場において自力では適正な水準の住宅を確保することのできない低額所得者等に対して、公平かつ的確に公営住宅を供給する。このため、国民所得や住宅市場の動向等を踏まえつつ、公営住宅の入居収入基準、家賃制度等について適切に見直しを行う。</p> <hr/> <p>25 地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、必要な応急仮設住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給を行う。</p> <hr/> <p>26 既存ストックの有効活用を図りつつ、公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用やストック間の柔軟な利活用等を円滑に行うための仕組みづくりを進める。</p> <hr/> <p>27 高齢者、障害者、小さな子どもがいる世帯、外国人、ホームレス等の居住の安定を確保するため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るほか、高齢者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報の提供等を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立。(再掲) ○ 若手大工技能者の育成の取組を支援。 ○ 中小工務店と木材生産者の連携による木造住宅の生産体制整備の取組を支援。(再掲) ○ 住宅・建築関連先端技術開発助成事業において、民間事業者等の技術開発の支援を実施。 ○ 「木づかい運動」を推進し、幅広い層からの地域材の実需に結び付ける取組を実施。 ○ 住宅の室内空気環境を確保して換気負荷の最小化を可能とするVOCセンサ技術及びモニタリング併用型換気システムの開発を実施。 	<p>農林水産省 国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>農林水産省</p> <p>経済産業省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅の入居収入基準及び家賃制度等の見直しを措置した「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」(平成19年12月27日公布)について、平成21年4月からの円滑な施行に向け、的確な情報提供を実施。 ○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。(再掲) 【平成20年度】供給戸数：15,429戸 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法に基づき、被災地において応急仮設住宅を設置。 【平成20年度】応急仮設住宅の設置戸数：81戸、民間賃貸住宅の借上げ戸数：24戸 ○ 新潟県中越沖地震により住宅を失った低額所得者の住宅確保のため、災害公営住宅の整備を促進。 【平成20年度末】整備戸数：柏崎市76戸、出雲崎町4戸 ○ 住宅金融支援機構の行う災害復興住宅融資により、災害で滅失・損傷した家屋の復旧を促進。 【平成20年度】受理戸数：26戸 ○ 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建のための支援を実施。 【平成20年度】支援実績：1,495世帯 	<p>厚生労働省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>内閣府</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村、機構及び公社は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会を組織。 【平成20年度】地域住宅協議会組織数：28 ○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅を供給。(再掲) 【平成20年度】供給戸数：598戸 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 既設の公営住宅について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅ストックの居住水準の向上と総合的な活用を実施。(再掲) 【平成20年度】整備戸数：20,448戸 	<p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>28 高齢者、障害者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進するとともに、高齢者、障害者等に配慮した賃貸住宅の供給や公的賃貸住宅等と福祉施設の一体的整備を推進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 高齢者円滑入居賃貸住宅制度により、高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅の登録・公開を実施。 【平成20年度】登録戸数：153,745戸	国土交通省
○ 終身建物賃貸借制度により、高齢者単身・夫婦世帯等が終身にわたり安心して賃貸住宅に居住できる環境を整備。 【平成20年度】認定戸数：1,329戸	国土交通省
○ 公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。 【平成19年度末】公営住宅の活用戶数：649戸	厚生労働省 国土交通省
○ 高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う「あんしん賃貸支援事業」により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。 【平成20年度】事業実施自治体数：32団体	厚生労働省 国土交通省
○ 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者に対する支援を行う居住サポート事業・居住サポート事業立ち上げ支援事業により、障害者の地域生活への円滑な移行を促進。 【平成20年4月1日現在】居住サポート事業実施自治体数：199市町村	厚生労働省
○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。（再掲） 【平成20年度】供給戸数：15,429戸	国土交通省
○ 民間賃貸住宅市場等を活用し、高齢者の身体的機能の低下に対応した構造、設備などを備えた高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進。（再掲） 【平成20年度】管理戸数：32,634戸	国土交通省
○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅を供給。（再掲） 【平成20年度】供給戸数：598戸	国土交通省
○ 離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅の活用。 【平成21年5月15日時点】2,666戸	厚生労働省 国土交通省
○ 市町村が実施する地域生活支援事業の一事業である日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具の給付）により、在宅の重度身体障害者（児）の住環境の改善等を促進。	厚生労働省
○ 福祉ホーム事業により、住居を求めている障害者に対する低料金での居室その他の設備の利用、日常生活に必要な便宜供与を促進。	厚生労働省
○ 共同生活介護事業等により、共同生活住居（ケアホーム、グループホーム）に居住する知的障害者・精神障害者に対する夜間等における介護等の便宜供与を促進。	厚生労働省
○ 在宅の要介護者・要支援者が行う手すりの設置、段差解消等の住宅改修に対し、介護保険を給付。 【平成18年度】累計給付費：210億円	厚生労働省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>その他分野横断的な施策</p>	

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 特定施設に入居する要支援者・要介護者が受けた日常生活上の世話、機能訓練等に要した費用に対し、介護保険を給付。 【平成19年度】累計給付費：2,244億円</p>	厚生労働省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー性能に優れた住宅の取得を融資金利の引き下げにより促進。(再掲) 【平成20年度】申請戸数：20,168戸の内数</p>	国土交通省
<p>○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた住宅の整備を促進。(再掲) 【平成20年度】実施地区：67地区の内数(三大都市圏：45地区の内数)</p>	国土交通省
<p>○ 先導型再開発緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成20年度】実施地区：37地区の内数(三大都市圏：24地区の内数)</p>	国土交通省
<p>○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。(再掲) 【平成20年度末】併設施設数：2,902施設(1,638団地)</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。 【平成20年度末】累積管理開始戸数 867団地(22,985戸)</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 「安心住空間創出プロジェクト」により、公的賃貸住宅団地を活用した安心な住環境の整備を推進。</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 住生活基本計画(全国計画)について、平成20年の「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策関係会議合同会議決定)等の景気対策を受けて、住宅投資の活性化を図るに当たり緊急的かつ重点的に実施すべき対策として、①長期優良住宅の普及の促進及び②リフォームの促進を追記する等の変更を実施(平成21年3月13日閣議決定)。</p>	国土交通省
<p>○ 平成20年10月に「住生活月間」を開催し、各種イベント・広報活動を実施。</p>	国土交通省
<p>○ 学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。</p>	文部科学省 国土交通省
<p>○ 平成20年3月28日に策定した「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」について、関連団体への周知を図るため、説明会等の普及促進活動を実施。また、当該ガイドラインの認知・活用状況についてフォローアップ調査を実施。</p>	経済産業省 国土交通省 公正取引委員会

Ⅱ 平成20年度に講じた主な連携施策

平成20年度に講じた連携施策一覧

防犯

- 防犯性能の高い建物物品の開発・普及
防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物物品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。
【平成20年度末】掲載品目総数：計17種類3,919品目
＜警察庁、経済産業省、国土交通省＞
(関連HP) <http://www.cp-bohan.jp/>
- 共同住宅に係る防犯対策
「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。＜警察庁、国土交通省＞
- 防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理
「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。
＜警察庁、国土交通省＞
(関連HP) <http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/bohan.htm>

環境

- 建設リサイクル法に関するパトロールの実施
建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。
【平成20年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）
＜国土交通省、環境省＞
- 公害防止施設の整備
日本政策投資銀行が行う環境配慮型社会形成促進融資により、悪臭にかかる公害防止施設の整備を促進。＜経済産業省、環境省＞
- 学校エコ改修と環境教育事業
学校エコ改修と環境教育事業により、地方公共団体による学校施設におけるCO₂排出削減のための改修等のハード整備とそれを活用した環境教育等のソフト事業の一体的実施を促進。
【平成20年度末】モデル校認定：17校　＜文部科学省、環境省＞
(関連HP) <http://www.ecoflow.go.jp>
- 木のまち・木のいえ推進フォーラムの設立
産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立。
＜農林水産省、国土交通省＞

防災

- 海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設
海岸保全施設整備事業により、津波・高潮に対する住宅の安全性を確保するための海岸保全施設の整備を実施。＜農林水産省、国土交通省＞

まちづくり

- 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
市街地において、信号機、横断歩道や歩道等を整備するなど、人優先の安全・安心な歩行空間の整備を推進するため、新たにあんしん歩行エリアの指定を行った。
【平成20年度】582地区　＜警察庁、国土交通省＞

高齢者・障害者等

○高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。

【平成19年度末】公営住宅の活用戶数：649戸 <厚生労働省、国土交通省>

○あんしん賃貸支援事業

高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う「あんしん賃貸支援事業」により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。

【平成20年度】事業実施自治体数：32団体<厚生労働省、国土交通省>

（関連HP）http://www.anshin-chintai.jp/anshin/about_anshin.html

○離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅の活用

離職退職者の居住の安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を図る。また、国土交通省の情報を厚生労働省に提供するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働部局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策との連携を強化した。

【平成21年5月15日時点】2,666戸 <厚生労働省、国土交通省>

○シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成20年度末】累積管理開始戸数 867団地（22,985戸）

<厚生労働省、国土交通省>

（関連HP）http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

○安心住空間創出プロジェクト

高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する。<厚生労働省、国土交通省>

全般

○住教育の推進

学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。

<文部科学省、国土交通省>

（関連HP）<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

○建材・住宅設備産業取引ガイドライン

平成20年3月28日に策定した「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」について、関連団体への周知を図るため、説明会等の普及促進活動を実施。また、当該ガイドラインの認知・活用状況についてフォローアップ調査を実施。

<経済産業省、国土交通省、公正取引委員会>

（関連HP）<http://www.meti.go.jp/press/20080328006/20080328006.html>

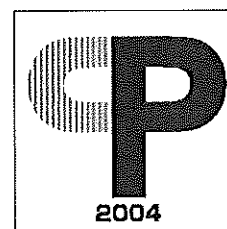
防犯性能の高い建物物品の開発・普及

<経緯>

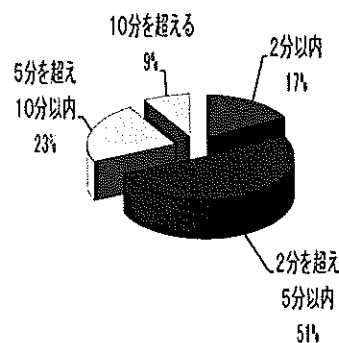
- H14. 11：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置
警察庁、国土交通省、経済産業省＋建物部品関連団体等
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウィンドウフィルム等）を開発
- H16. 4：「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始（<http://www.cp-bohan.jp/>）
- H16. 5：部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H21. 3：17種類・3,919品目

防犯性能の高い建物部品目録掲載数

種	類	掲載数	
		H16.4.1	H21.3.27
1	ドア（A種）	399	831
2	ドア（B種）	511	624
3	ガラスドア	低層住宅用	37
		ビル用	51
4	上ゲドア内蔵ドア	低層住宅用	30
		ビル用	5
5	引戸	19	70
6	ガラス引戸（自動含む）	—	69
7	錠	錠	69
		電気錠	—
		1ドア2ロックセット	9
		シリンダー	25
		サムターン	14
8	サッシ	引き形式（低層住宅用）	140
		引き形式（ビル用）	198
		開き形式（低層住宅用）	135
		開き形式（ビル用）	211
		折りたたみ形式（低層住宅用）	—
		折りたたみ形式（ビル用）	—
上ゲドア形式	69		
9	ガラス	51	122
10	ウィンドウフィルム	20	25
11	雨戸	雨戸	11
		2分仕様	9
12	面格子	67	172
13	窓シャッター	窓シャッター	56
		2分仕様	33
14	重量シャッター	重量シャッター	20
		特に防犯性能の高い重量シャッター	11
15	軽量シャッター	51	53
16	オーバーヘッドドア	—	9
17	シャッター用スイッチボックス	40	44
計		2,281	3,919



侵入をあきらめる時間



<出典(財)都市防犯研究センター>

(関連ホームページ)

防犯性能の高い建物物品の開発・普及
<http://www.cp-bohan.jp/>

木のまち・木のいえ推進フォーラムの設立

1. 目的

我が国においては利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要である。

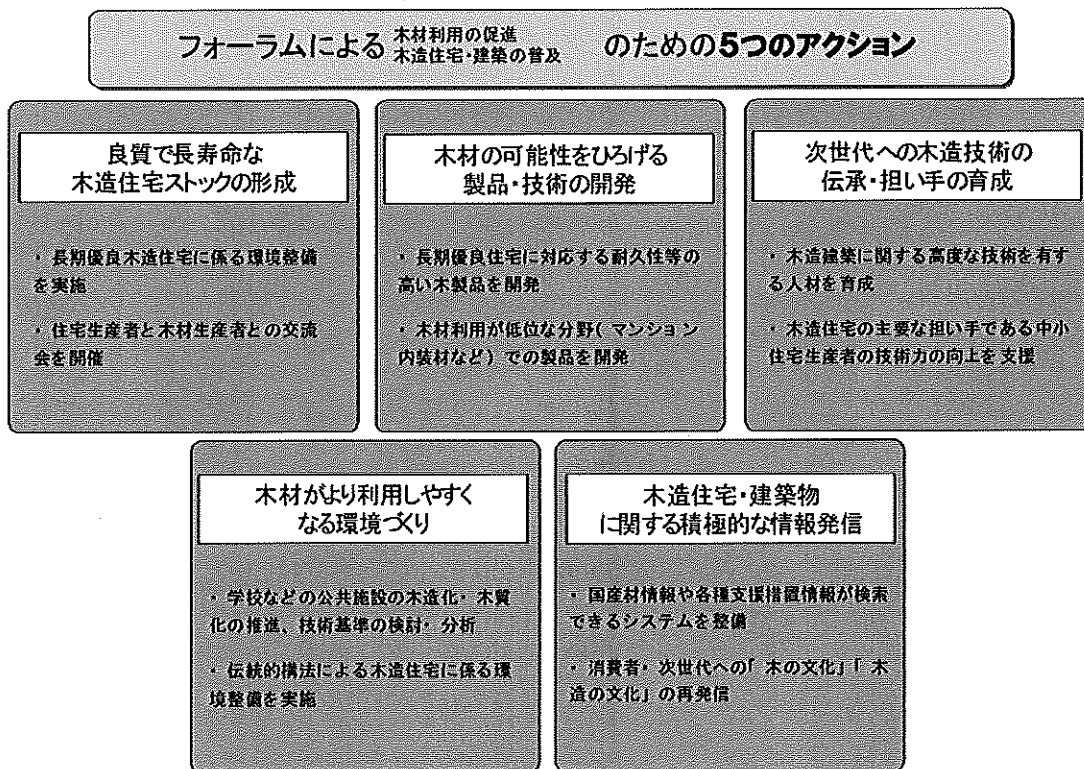
また、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することになる。

このため、産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立した。

2. 概要

国土交通省と農林水産省が主導し、関係する産学官の結集による「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立し、関係業界・学会・行政が一体となって、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを展開。

(平成21年2月27日 設立大会)



海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設

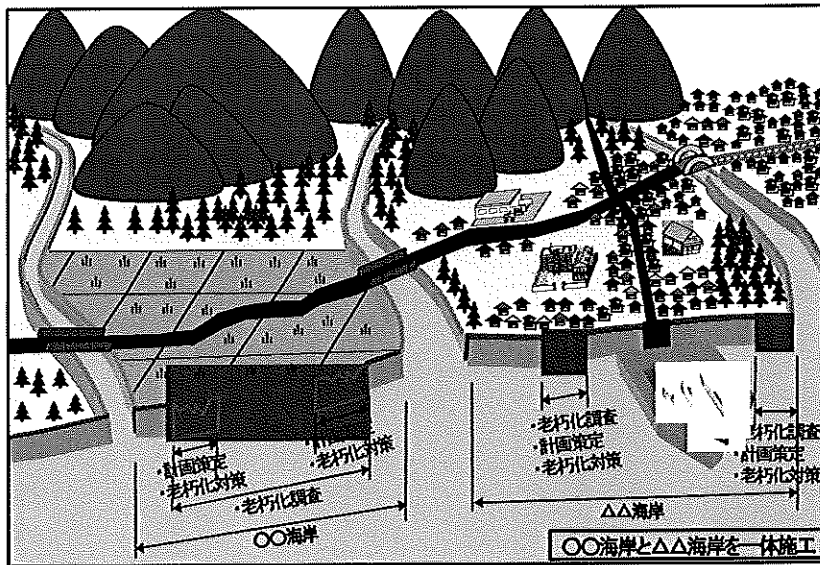
1. 目的

海岸堤防等海岸保全施設は、築造後相当な年月が経過したものが多く、部材の経年変化や波力等の影響による損傷や機能低下が進行している。一方、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による壊滅的な被害などが懸念されており、その対策が喫緊の課題となっている。

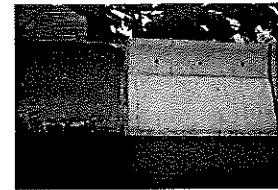
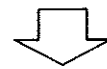
このため、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し施設の機能強化を図り、人命や資産を防護することを目的とする。

2. 概要

老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に推進する。



堤防の表法被覆工が損傷



老朽化対策による改良例

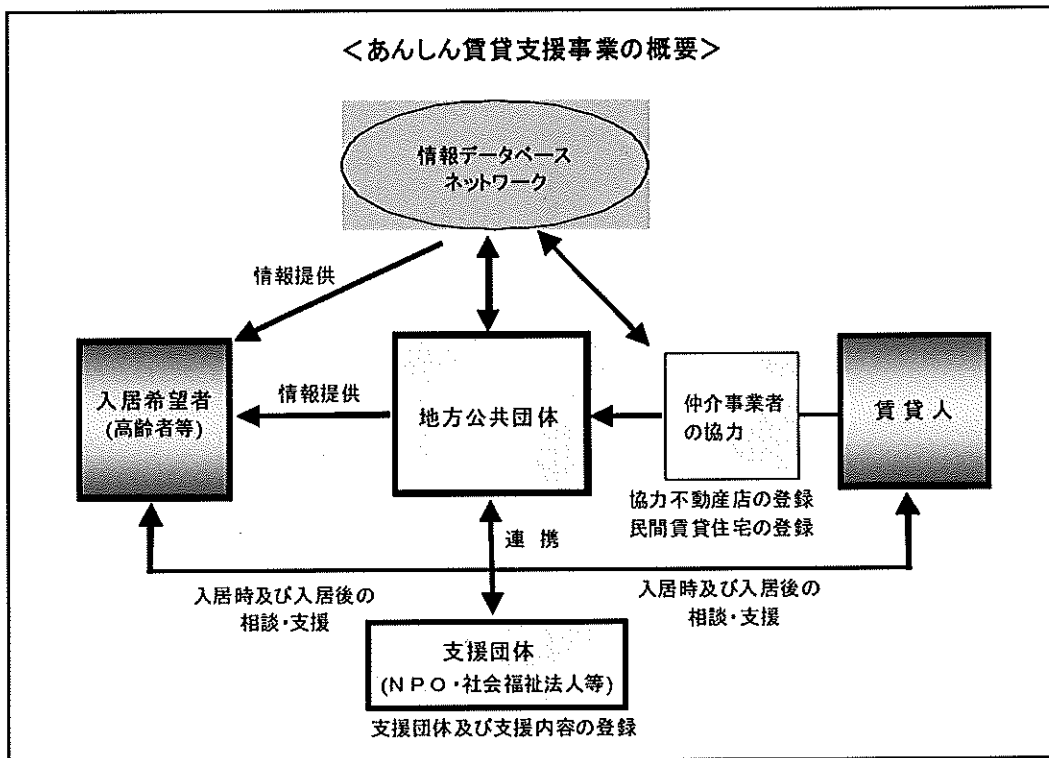
あんしん賃貸支援事業について

1. 目的

民間賃貸住宅市場を活用して、住宅セーフティネット機能の向上を図る。

2. 施策概要 等

地方公共団体、支援団体（NPO・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポート等を行うことにより、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。



離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅の活用

1. 目的

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施する。

2. 施策概要

- (1) 地方公共団体が供給する公的賃貸住宅の空き家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化。
- (2) 独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるような措置。
- (3) 都道府県住宅担当部局に関する情報が全国の主要ハローワークにおいて共有されるよう措置するとともに、住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化。
- (4) 地域住宅交付金制度を活用し、離職者に対する家賃助成等地方公共団体の独自の提案に基づく取組みを支援。

3. 実績

平成21年5月15日(金)時点

	合計	公営	改良	地優賃	公社	UR
供給決定戸数	7,013	4,342	115	210	283	2,063
入居決定戸数	2,666	2,313	50	41	157	105
入居決定人数	4,515	3,870	68	78	342	157

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。

※戸数・人数は累計。

※URIについては、予約戸数及び人数を含む。

(内訳)

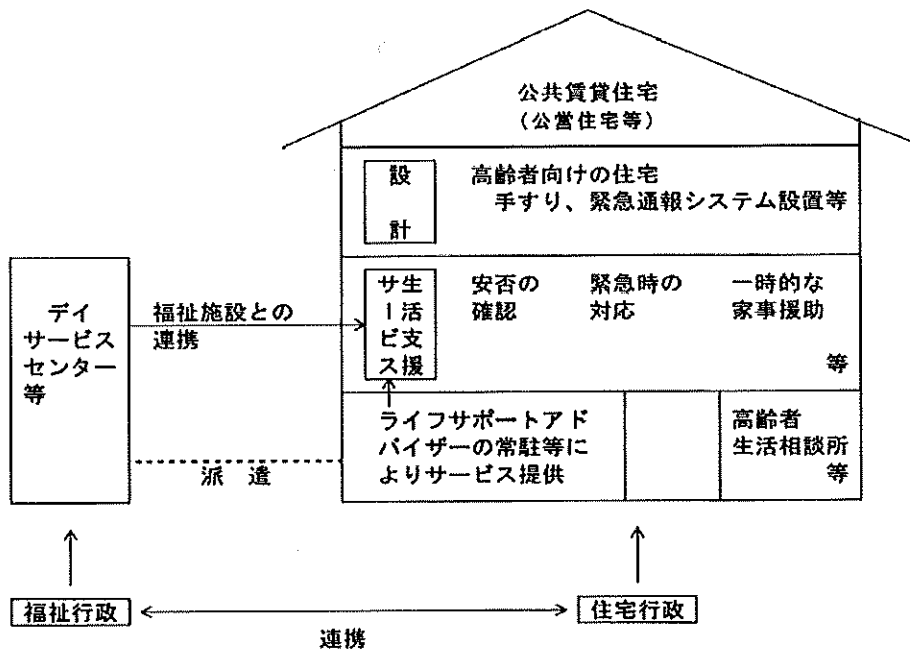
- 公営 : 公営住宅
- 改良 : 住宅地区改良事業により整備された住宅
- 地優賃 : 特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅
- 公社 : 地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅
- UR : URが供給する賃貸住宅

シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 制度概要
(概念図)



入居対象者

- ・ 高齢者単身世帯 (60歳以上) 又は高齢者夫婦世帯 (夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる) 等
- ・ 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等 (事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。)

3. 助成措置

(1) 建設費等に対する助成

高齢者の利用に配慮した設備・仕様に必要な工事費等に対する助成 (公営住宅等を対象)

(2) ライフサポートアドバイザー (生活補助員) 関連の助成 (厚生労働省で実施)

ライフサポートアドバイザー (生活補助員) の人件費について助成を行う。

(関連ホームページ)

シルバーハウジング・プロジェクト

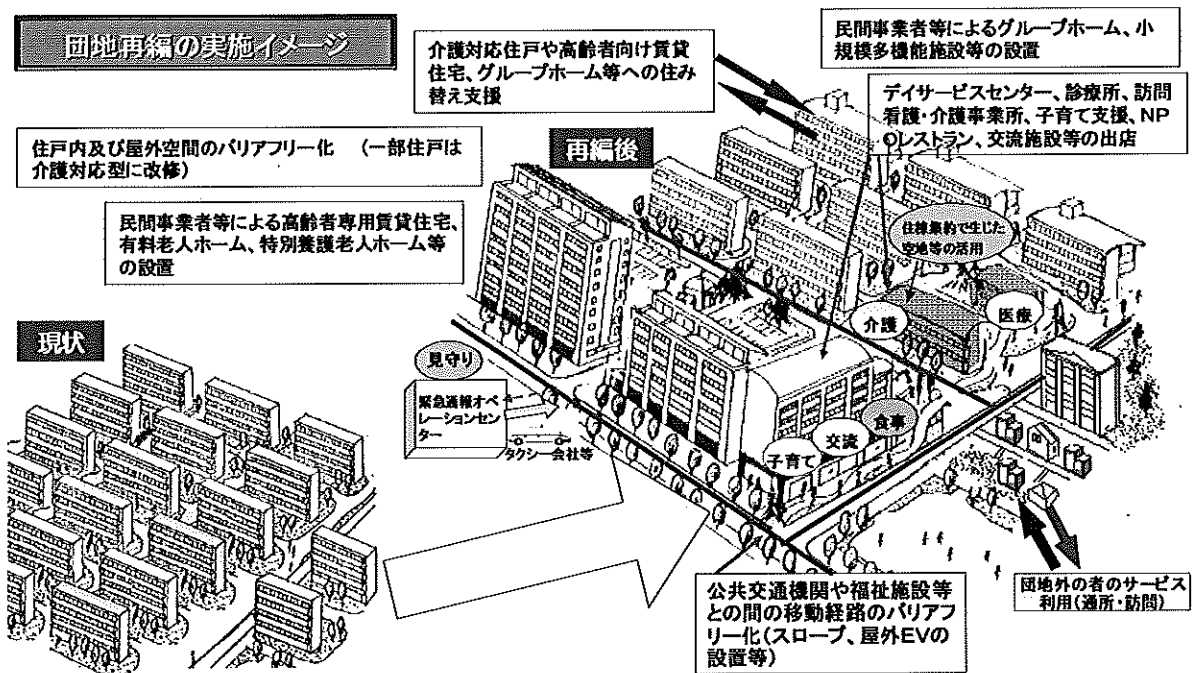
http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

安心住空間創出プロジェクトについて

1. 目的

厚生労働省施策と連携し、高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する。

2. 施策概要



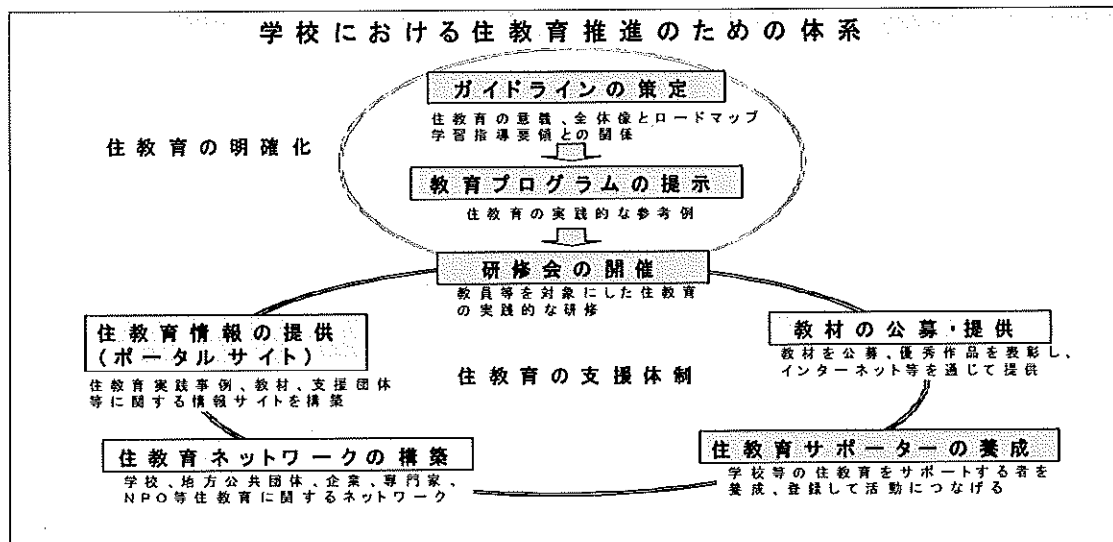
住教育の推進

1. 住教育の概要

住生活基本法（平成18年法律第61号）第7条第3項において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられている。

これを受け、国民が真に豊かさを実感できる社会の実現のために、「住」について考える機会や住教育を受ける機会を増やし、その内容の充実を図っているところである。

特に、「次世代に継承される良好な住宅ストックと、居住環境の形成に寄与する『住まい手』の育成」を想定した場合、次世代を担うべき子どもたちを対象とした住教育への取組が極めて重要であるとの視点から、「学校」における住教育をまず念頭において進めているところである。



2. 具体的な取組

平成19年度において、学校における住教育の効果的な推進を図るため、学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成した。

平成20年度においては、「住教育ガイドライン」の入手方法や住教育に関連する様々な情報取得の窓口サイトを立ち上げ、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（平成20年12月開催）において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図っているところである。

（関連ホームページ）

住まいの情報発信局（住宅の特集「住まいと暮らしの教育」）

<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

1. ガイドラインの構成

- (1) 建材・住宅設備産業取引の段階（見積、発注、受領支払等）ごとに①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行、③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を提示している。
- (2) 本ガイドラインの策定にあたっては、親事業者及び下請事業者に対するアンケート調査やヒアリング調査からピックアップした具体的事例をできるだけ掲載した。

2. ガイドライン策定のねらい

- (1) 多層的、かつ多用な取引を含む建材・住宅設備産業取引を透明化し、市場における価格・品質・性能・サービスに基づく健全な競争を促すことによって、当該産業における研究開発・イノベーションを活性化させる。
- (2) 下請法等遵守の具体的な手引きをしめすことにより、業界全体のコンプライアンスを徹底するとともに、法令違反・社会的信用失墜行為を未然に防止する。
- (3) 親事業者・下請事業者双方にとって利益のある関係（“win-win”の関係）の構築を促す。

建材・住宅設備産業取引ガイドラインの概要

<建材・住宅設備産業の取引の特徴と本ガイドラインの位置づけ>

- 施主から部材メーカーに至るまで多層構造で複雑な流通経路を形成しており、上流の取引は下流に影響を及ぼす。
- 施工工事と密接に関わっており、取引・契約形態によって適用法律が異なるが、本ガイドラインは下請法及び独占禁止法を対象としている。

製造委託契約（企業規模要件等あり）
⇒ 下請法

建設工事を伴う契約
⇒ 建設業法

左記2つ以外を含め全般
⇒ 独占禁止法

⇒ 建材・住宅設備産業の取引適正化を目指すためには、本ガイドラインの普及に加え、国土交通省が発表した「建設業法令遵守ガイドライン」を併せて活用することが必要。

<ガイドラインの構成>

- 取引段階ごと（見積～発注～発注変更～受領・返品・やり直し～支払等）に、①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行 ③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を記載。

<主な問題となる具体的行為事例>

- 施主の要望で、頻りに建材の仕様変更が繰り返されがちで、変更によるコストアップ分が下請事業者の負担となっている。
- 生産が終了した後も金型保管を求められる結果、廃棄できない多数の金型の保管コストが負担となっている。
- 建築現場の進捗に合わせるよう、親事業者からの多頻度小口配送要求が常態化しているが、配送にかかる費用は認められない。
- 原材料の値上げが請負金額に反映されない。

<主なベストプラクティス>

- 親事業者は、施主の希望を確認の上、下請事業者と建材のデザイン、色番等の仕様を決定している。
- 親事業者との協議の結果、当初の発注の際に、金物類等の部品用金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれることになった。
- 親事業者が荷り便を活用して、下請事業者の倉庫に部材を引き取りに寄ることで、双方の物流コストの削減を実現した。
- 原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを親事業者と取決め導入した。

（関連ホームページ）

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/20080328006/20080328006.html>

(参考) 平成21年度における主な新規施策

良質な住宅への投資を促進するための緊急措置の創設等 (所得税)
(長期優良住宅の建設及び住宅に係る改修の促進)

経済情勢の悪化等を踏まえ、省資源で国民生活の質的向上を図り得る住宅への投資に金融資産を誘導するための緊急措置 (投資減税型措置) を、以下のとおり創設する。具体的には、住宅ローンを組まずに住宅を取得する者など、住宅ローン減税制度の対象とならない者を長期優良住宅へと誘導するとともに、既存住宅の各種改修を促進することで、省資源なストック型社会への転換と持続的な内需拡大による経済成長の実現を図る。

1. 長期優良住宅の建設促進

居住者が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築等をして、居住の用に供した場合には、標準的な性能強化費用相当額(上限:1000万円)の10%相当額を、その年分の所得税額から控除(当該控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除。)する。

2. 良質リフォームの促進

○省エネ改修

自己の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行った場合、その工事費用の額と、当該工事の標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(上限:200万円(併せて太陽光発電装置を設置する場合は300万円))の10%をその年分の所得税額から控除する。

○バリアフリー改修

一定の居住者が、自己の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合において、その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(上限:200万円)の10%をその年分の所得税額から控除する。

○耐震改修

住宅に係る耐震改修促進税制について、適用対象区域を拡大するなどの措置を講じた上で、適用期限を5年延長する。

住宅ローン減税制度の延長及び拡充等 (所得税、個人住民税)

中堅勤労者等における無理のない負担での住宅取得を支援することにより、国民生活の向上や社会的安定の確保を図るとともに、昨今の経済情勢を踏まえ、経済効果の大きい住宅投資の促進による内需拡大の観点から減税規模の拡充を行い、良質な住宅投資に対する支援を拡充することで良質なストック形成への誘導を図る。

○住宅ローン減税制度の適用期限を5年延長するとともに、次の通り拡充。

現行制度 ^{※1}	一般の住宅				
	居住年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
○控除対象借入限度額 2,000万円	平成21年	5,000万円	10年間	1.0%	500万円
○控除期間 10年と15年の選択制	平成22年	5,000万円			500万円
	平成23年	4,000万円			400万円
	平成24年	3,000万円			300万円
	平成25年	2,000万円			200万円
○控除率 ・10年の場合 1-6年目 1% 7-10年目 0.5% ・15年の場合 1-10年目 0.6% 11-15年目 0.4%	長期優良住宅 ^{※2}				
○最大控除額 160万円	居住年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
	平成21年	5,000万円	10年間	1.2%	600万円
平成22年	5,000万円	600万円			
平成23年	5,000万円	600万円			
平成24年	4,000万円	1.0%		400万円	
平成25年	3,000万円			300万円	

※1 平成20年入居の場合
 ※2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅をいう。

<個人住民税>

○住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除する※。

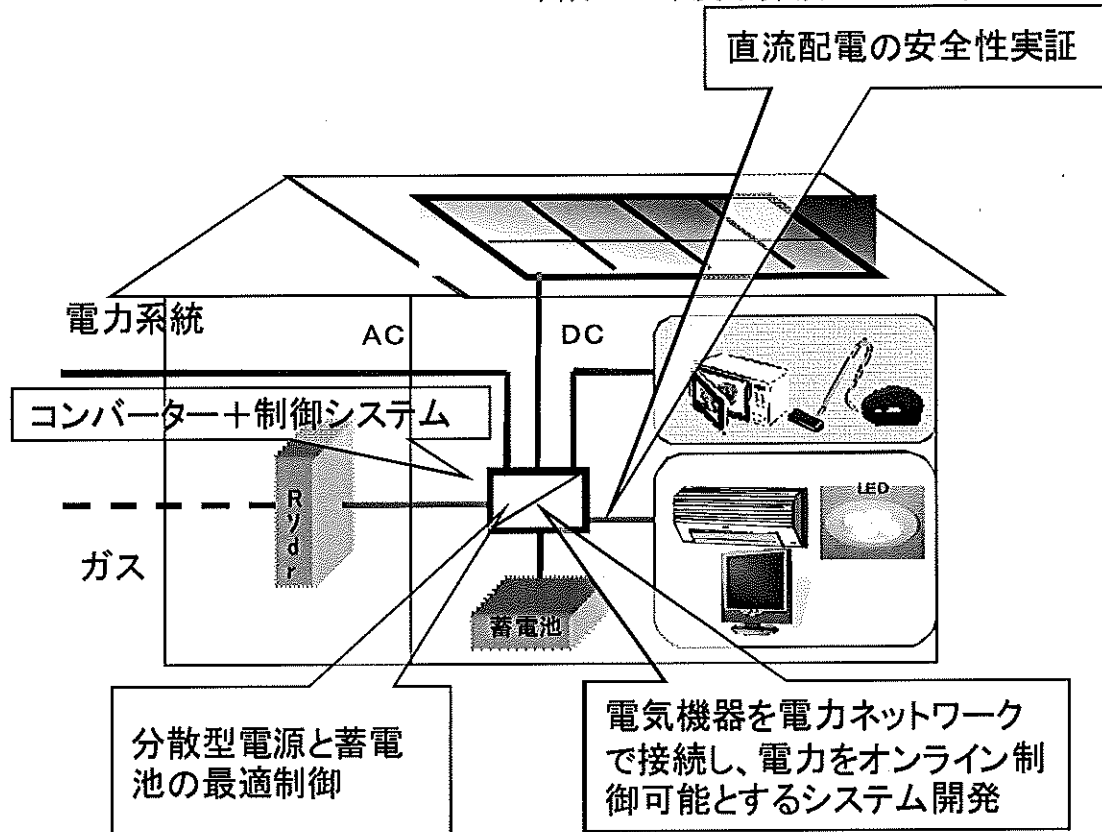
※当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高9.75万円)を限度

次世代高効率エネルギー利用型住宅システム技術開発・実証事業

○概要

消費エネルギー及びCO₂排出量が増加傾向にある民生部門（家庭）の省エネを進めるため、(1)家庭内の直流配電の実証、(2)太陽光発電等の高効率充電・制御技術開発を行う。また、(3)電力ネットワークを活用した家電等のオンライン制御技術を開発する。

研究開発期間 平成21～22年度 NEDO交付金【1/2補助】
平成21年度予算額 1.0億円（新規）



狭あい道路整備等促進事業の創設

1. 目的

建築確認・不動産取引時のトラブル防止により老朽ストックの建替え等の建築活動の円滑化を図り、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図るため、地方公共団体が実施する狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、安全性を確保する必要性の高い箇所における整備費用等に対して補助を行う。

2. 事業概要

(1) 対象経費

- イ 狭あい道路の解消促進のため地方公共団体が行う以下の事業に要する費用
 - ・狭あい道路^(*)に係る調査・測量・分筆登記
 - ・指定道路図・調書その他狭あい道路に関する図書の作成、データベースの構築・運営・公開
 - ・狭あい道路の整備・誘導のための計画策定
 - ・狭あい道路整備に係る普及・啓発

* 建築基準法42条2項または3項の指定を受けた道路、法上の指定を受けていない通路、法上の種別、位置が明確でない道路

- ロ 地方公共団体又は民間事業者等が行う、狭あい道路の沿道敷地におけるセットバック用地の取得・舗装、門・塀の除却・移設に要する費用（地方公共団体が策定した狭あい道路整備の計画において位置付けられた路線に係るものに限る。）

(2) 補助率

- イ 直接補助 1/2
- ロ 直接補助 1/2 (地方公共団体が行う場合)
- 間接補助 1/3 (民間事業者等が行う場合)

(3) 事業期間

平成21年度～平成25年度 ((1)ロについては、平成25年度までにセットバック用地の整備について同意を得たものを含む。)

3. 平成21年度予算額 (国費) 40億円

現状と課題

建築基準法における原則

- 建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接すること。
- 幅員4m未満の道路にのみ接する場合は、道路中心線から2m以上セットバックすること。



個々の建築行為に対する規制・誘導により、市街地の安全上必要な道路幅員を段階的に確保

取組みの必要性

■ 法律上の接道義務を満たさない住宅は既成市街地に広く存在

平成5年	37.6%
平成10年	39.5%
平成15年	39.0%

近年変化なし (出典 住宅・土地統計調査)

狭あい道路をめぐる課題

- 接道不良のため建替えが困難、地震時の倒壊により避難や消防活動に支障を生ずる等、安全面で大きな課題。
- 敷地と道路の境界が不明確なこと等により、建築確認時にトラブルが多発、着工遅延等により円滑な建築活動を阻害。

要求の概要

- 土地所有者等が行う建替え・セットバックを円滑化するため、地方公共団体が行う狭あい道路の情報整備を支援。
- 狭あい道路整備の円滑化のため、地方公共団体が行う整備計画の策定、PR費用等を支援。
- 避難路等の安全性を確保する必要性の高い箇所では、セットバック後の用地費、舗装費用等に対して支援。

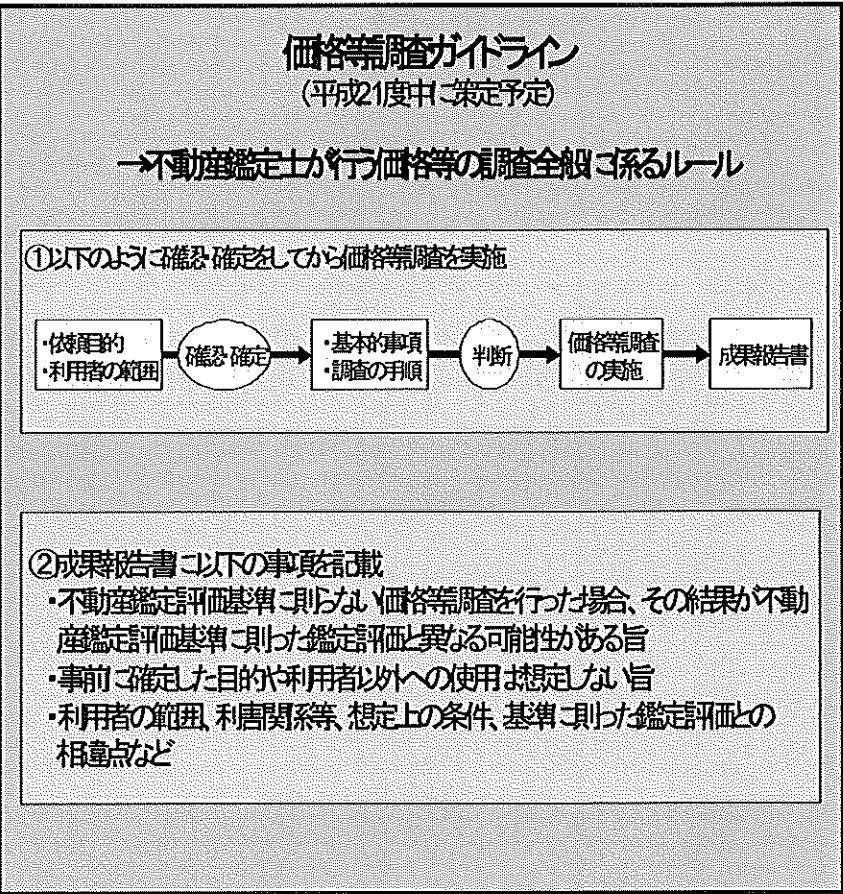
事業の効果

- 既成市街地における円滑な建替えを促進し、狭あい道路の解消に寄与。
- 耐震性の高い安全な住宅ストックの形成を促進。
- 円滑な建築活動に必要な条件整備により、住宅投資の促進にも寄与。

価格等調査ガイドラインの策定

不動産鑑定評価基準によらない価格や賃料（価格等）の調査を依頼者・利用者が安心して依頼・利用でき、不動産鑑定士・不動産鑑定業者も安心して業務を遂行できるようにするため、当該業務に関するルールを定める。

価格等調査ガイドラインの策定



・内部特定目的等のための相異なる価格等調査なのか、鑑定評価基準に則った鑑定評価なのかを明確化
 ・予定していた範囲を超えて成果報告書の利用を防止

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業

1. 目的

住宅分野における地域材の利用を推進するため、「顔の見える木材での家づくり」グループのネットワーク化や地域材を活かした「地域型住宅づくり」への支援、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及を図る。

(住宅分野における地域材利用をめぐる状況)

- ・内閣府世論調査(平成15年)によれば、木造住宅を選ぶときに重視する事項として「国産材が用いられていること」が41%。
- ・住宅(在来工法)の構造材に使用される地域材のシェアは梁・桁1割弱、土台3割弱、柱5割強と低位。
- ・新設住宅着工における在来工法木造住宅のシェアは33%(平成18年度)で減少傾向にある。
- ・「顔の見える木材での家づくり」に取り組むグループ数は281グループ、供給戸数は7,717戸(平成19年調査)。

【政策目標】

○住宅(在来工法)における地域材使用割合の拡大

平成17年 約3割 → 平成27年 約6割

○「顔の見える木材での家づくり」に取り組むグループ数の増加

平成19年 281 → 平成27年 500

2. 内容

(1) 地域材を生かした地域型住宅づくり支援

- ①地域材を生かした地域型住宅づくりについて、効率的な部材供給のしくみづくりや地域材認証制度創設の検討等にかかる経費を助成。
- ②「顔の見える木材での家づくりグループ」による地域材を生かした住宅づくりについて、グループのネットワーク化のための情報窓口の設置や、グループに対する技術指導等にかかる経費を助成。

(2) 長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発、普及促進

- ・①長期優良住宅に対応した、地域材を利用した耐久性・耐震性等の高い大断面集成材等の製品の開発等にかかる費用を助成。
- ②既存住宅の耐震性・省エネ性の向上に着目した木製サッシや木製外断熱等の部材の開発等にかかる費用を助成。
- ③地域材がほとんど利用されていないマンションの内装材等の新たな製品の開発及び普及促進にかかる経費を助成。
- ④品質性能の確かな木材製品の供給のための物性面や機能面のデータ整備にかかる経費を助成。
- ⑤開発した製品等の品質管理・表示体制の整備にかかる経費を助成。

3. 補助率

- (1) 定額
- (2) 定額、1/2

4. 事業実施主体
民間団体

5. 事業実施期間
平成21年度～23年度(3年間)

6. 平成21年度予算額
290,353千円

公営住宅を事業所として使用できる事業の範囲の拡大について

1. 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、新たに創設された小規模住居型児童養育事業及び見直しが行われた児童自立生活援助事業について、事業を実施する場所の確保を容易にし、事業の普及促進を図るため、平成21年4月より、これらの事業を運営する社会福祉法人等が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅を事業所として使用することを可能とした。

2. 具体的内容

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）を改正し、以下のとおりとした。

(1) 公営住宅法第45条第1項に規定する公営住宅を事業所として使用できる事業に、以下の事業を追加（第1条）。

- ①小規模なグループで養育者の住居において虐待を受けた児童等を養育する小規模住居型児童養育事業
- ②児童養護施設等を退所した児童等が共同生活を行う住居において、これらの児童等の自立を支援する児童自立生活援助事業

(2) また、事業を実施する者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定により、都道府県等から児童の養育の委託又は児童自立生活援助の実施の委託を受けた者を追加（第2条）。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

<平成21年5月13日成立>

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

背景

- 高齢化の進展 (特に高齢単身世帯、要介護高齢者の増加)
- 住宅のバリアフリー化の立ち遅れ、生活支援サービス付住宅の不足



バリアフリー化されていない住宅の例

住宅施策と福祉施策の連携が必要

概要

○ 基本方針の拡充

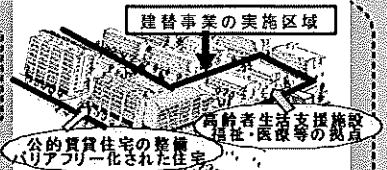
- ・ 国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定し、老人ホーム、高齢者居宅生活支援体制等を追加

○ 高齢者居住安定確保計画の策定

- ・ 都道府県が高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定

- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者居宅生活支援施設 (デイサービスセンター等) の整備の推進
- ・ 住宅のバリアフリー化の推進

地方住宅供給公社の活用



公的賃貸住宅団地内の高齢者生活支援施設の整備

- ・ 公的賃貸住宅団地内の高齢者生活支援施設 (デイサービスセンター、交流施設等) の整備の推進 (予算)

○ 高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

① 整備・管理の弾力化

- ・ 高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸可能

② 高齢者生活支援施設への補助制度の創設 (予算)

- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅と一体的に整備される高齢者生活支援施設の整備の推進

③ 税制優遇措置の拡充 (税制)

- ・ 高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅への割増償却の拡充 等



高齢者生活支援施設

○ 高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善

① 登録基準の設定

- ・ 最低居住水準等の要件を満たすもののみ登録可能

② 指導監督の強化



高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保

高齢者居住安定化モデル事業の創設

高齢者の居住の安定確保を図るため、先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組みなどを支援（5年間）。

- 建築工事費等：住宅及び高齢者の交流施設等の整備費（補助率：新築等1/10、改修2/3）、設計費（補助率：2/3）
- 技術の検証費：居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用（補助率：2/3）
- 情報提供及び普及費：選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等（補助率：2/3）

高齢者居住安定化モデル事業の創設 【平成21年度予算 80億円】

提案イメージ 高齢者の居住に関する地域固有の課題の解決を図るための取組み

課題

中山間地域等では、過疎化、高齢化の進展により、要介護者の住居が点在しているため、訪問に多くの時間を要し採算がとれず、通所・訪問サービス事業への参入が進んでいない。

提案

提案イメージ

高齢者の集住の誘導によるサービスの効率化・きめ細かなサービス提供

- ・ 集落で集住することによる訪問介護サービス等の効率的な提供
- ・ 集落内で見守り確保、共同生活により相互扶助、集落における日常的な交流により介護予防

住替え円滑化等のための多様なプログラム

- 生活状況・意向把握
- 集落内での交流機会創出
- 結行計画共同生活実施
- 共同生活用住宅入居
- 自宅の管理等

山間部の高齢者の集落内への住替え

集落

見守り変更
エレベーター設置
スロープ設置
浴室改修等

集落内での交流機会創出
試行的な共同生活実施
空家を改修して高齢者が集まって暮らす住宅を整備
(共同生活体験住居の整備)

助成対象

住替え円滑化等のためのプログラム策定・実施に必要な経費(補助率2/3)
空家の改修費(補助率2/3)等 ※介護保険に係る事業は対象外

提案イメージ 福祉施設、保健館などの施設による高齢者が安心して暮らす環境を整備するための取組み

高齢者がどのような心身の状況になっても(健康時、入院時、リハビリ時、要介護時等)、住み慣れた地域で安心して居住し続けることができる居住環境を整備

- ・ 施設や高齢者向け住宅の空室等の情報の共有・高齢者へのあつせんに関する取組み
- ・ 日常時の見守り体制や緊急時対応の体制整備 等

認知症グループホーム、老人保健施設、福祉施設、訪問・通所介護り七五拠点、見守り体制構築、地域ネットワーク構築、高齢者向け賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅

助成対象

高齢者向け賃貸住宅整備費(補助率1/10)
見守り等の連携体制整備に係る経費(補助率2/3)等 ※介護保険に係る事業は対象外

高齢者居住安定緊急促進事業の創設

公的賃貸住宅の整備にあわせて高齢者生活支援施設を整備する事業に対し、国が緊急的な助成を行う制度を創設し、高齢者が生活支援・介護サービス等の提供を受け、安心して居住し続けることができる環境を整備（5年間）。

高齢者居住安定化緊急促進事業の創設

【平成21年度予算 40億円】

